

豊中市事業系ごみ処理機設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業所から排出される生ごみ等の一般廃棄物の減量化及び資源化の促進を図るため、ごみ処理機を設置する事業者に対し、予算の範囲内において、豊中市事業系ごみ処理機設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生ごみ等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に定める一般廃棄物のうち、事業活動によって生じた生ごみやおむつ等の事業系一般廃棄物をいう。

(2) ごみ処理機 生ごみ等を発酵、加熱、乾燥等の方法で分解することにより、減量、消滅、又は堆肥化することが可能な機械（ディスポーザを除く。）をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有するもの。

(2) 当市に納付すべき市税の滞納がないもの。

2 補助金の交付対象となるごみ処理機は、前項第1号に規定する事業所を有するものから排出される生ごみ等を処理するもので、減容率80%以上のものをいう。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、ごみ処理機本体の価格に設置費用を加えた額（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1事業所につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ豊中市事業系ごみ処理機設置補助金交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第6号に掲げる書類にあっては、当市に納付すべき市税の納税状況について調査することに申込者が同意する場合は、省略することができる。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 設置場所の案内図及び配置図

(3) ごみ処理機設置に要する費用の見積書の写し

(4) ごみ処理機の仕様書又はパンフレット

(5) 登記簿謄本（法人）又は住民票（個人）

(6) 直前1年の市税に未納のない証明書

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは豊中市事業系ごみ処理機設置補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不交付を決定したときは豊中市事業系ごみ処理機設置補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申込者に通知するものとする。

(交付申込みの変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、第5条の規定による申込みの内容を変更しようとするときは、あらかじめ豊中市事業系ごみ処理機設置補助金変更承認申込書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは豊中市事業系ごみ処理機設置補助金変更承認通知書(様式第6号)により、不適当と認めるときは豊中市事業系ごみ処理機設置補助金変更不承認通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(完了届)

第8条 交付決定者は、ごみ処理機の設置が完了したときは、当該年度の2月末日までに、豊中市事業系ごみ処理機設置完了届(様式第8号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ごみ処理機の設置に係る領収書の写し
- (2) ごみ処理機の設置状況が分かる写真

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、その内容の審査及び現地調査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは補助金の交付額を確定し、豊中市事業系ごみ処理機設置補助金確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに豊中市事業系ごみ処理機設置補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前項の規定による請求があったときは、30日以内に当該補助金交付請求書に係る補助金を交付するものとする。

(管理義務)

第12条 交付決定者は、本要綱により設置したごみ処理機(以下「補助対象ごみ処理機」という。)を常に良好な状態で維持管理するとともに、補助対象ごみ処理機を設置した日から5年間(以下「設置期間」という。)以上継続して使用しなければならない。ただし、補助対象ごみ処理機の故障(正常な使用の範囲内において故障した場合に限る。)により、やむを得ず設置を中止し、又は廃止する場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定により、中止し、又は廃止する場合には、交付決定者は速やかに報告し、

市長の承認を得るものとする。

3 交付決定者は、補助対象ごみ処理機による生成物を資源化目的に利活用し、又は適切に処理しなければならない。

4 交付決定者は、補助対象ごみ処理機に係る関係書類を整理し、設置期間内保管しなければならない。

(利用状況の報告)

第 13 条 交付決定者は、補助対象ごみ処理機を設置した年度から 5 年度間、豊中市事業系ごみ処理機利用状況報告書（様式第 11 号）を年度ごとに、市長に提出するものとする。

2 前項の報告書は、各年度終了日から 30 日以内に提出しなければならない。

(目的外の利用、譲渡等の禁止)

第 14 条 交付決定者は、補助対象ごみ処理機を補助金の交付の目的に反して使用し、休止し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付決定者が補助金の全額を市に返還したとき又は設置期間を経過したときは、この限りでない。

(補助金交付の取消し等)

第 15 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(立入検査)

第 16 条 市長は、補助金の交付事務の適正な履行に関し必要な限度において、交付決定者に対し、職員を補助対象ごみ処理機の設置場所に立ち入らせ、交付決定者の立会いのもとに、当該職員に補助対象ごみ処理機の運転状況を検査させることを求めることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により市長からの求めがあったときは、特段の理由がない限り、これに協力しなければならない。

(市に対する協力)

第 17 条 交付決定者は、市が行うごみの減量化・資源化施策に協力するものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。